

石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

ヤングケアラー及び若者ケアラーへの正しい理解と認知度向上を図り、早期発見と適切な支援に繋げることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務

(2) 業務内容

石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託仕様書（以下、仕様書という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費用

6,600千円（消費税及び地方消費税含む）以内

3 スケジュール

(1) 公告	令和6年7月26日（金）
(2) 参加申込書等提出期限	令和6年8月2日（金）正午
(3) 質問票提出期限	令和6年8月5日（月）正午
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年8月9日（金）正午
(5) 選定結果通知・公表	令和6年8月下旬
(6) 契約の締結	令和6年8月下旬

※企画提案書の審査については、書面審査とする。

4 本プロポーザルへの参加資格

参加者は、以下の条件を全て満たしていること

- ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 企画提案書等提出期限までに、石川県総務部管財課が指定する「令和6・7年度における競争入札参加者資格」を有していること。
- ④ 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受

けて、参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、指名停止または参加排除期間中にある者ではないこと。

- ⑤ 参加申込書等及び企画提案書等提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）。
- ⑥ 次のアからオまでの、いずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 石川県の納税義務を有するものにあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の通り参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年8月2日（金） 正午必着

(2) 提出書類

① 参加申込書【様式1】

※最新の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等会社の概要がわかる

ものがあれば提出すること。

② 誓約書【様式2】

③ 石川県が発行する納税証明書の写し

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

(3) 提出方法

メール、郵送または持参（下記7（2）と同封可とする）

※提出書類を郵送する場合、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお封筒に「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室 子ども家庭福祉グループ

電話:076-225-1421

メールアドレス:ayane-m@pref.ishikawa.lg.jp

なお持参の場合の受付時間は、土、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 参加の辞退

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式3】を提出すること。

6 質問の受付及び回答

石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、実施要領という。）及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月） 正午必着

(2) 提出方法

質問用紙【様式4】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。件名は、「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託公募型プロポーザルへの質問」とすること。

(3) 提出先

上記5（3）に同じ。

(4) 質問への回答方法

電子メール

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項や周知の必要があると認められる事項がある場合は、参加申込書等提出者全員に周知する。

(5) 留意事項

電話での質問や企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年8月9日(金) 正午必着

(2) 提出書類及び部数

① 企画提案書<正本1部、副本9部>

ア 企画提案書は、A4、横書き、左綴じとし、表紙に

「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託提案書」と記載すること。

企画提案書内には会社名や会社のロゴ等を表示しないこと。ただし、正本の表紙余白部分には会社名を表示すること。

イ 企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

- ・「1 業務の目的」を達成するための企画案及びそのコンセプト
- ・企画案毎に必要な人員やスケジュール計画、関係機関・関係者等との連携方法等、企画に応じた具体的な事項
- ・企画案毎の概算費用

※留意事項

- ・本業務の目的を踏まえた提案をすること。
- ・自社の強みを活かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。
- ・各ショート動画については、「タイトル」及び「概要」を明記すること。そのうち2点は、絵コンテ等内容及びストーリーがイメージできるものを準備すること。
- ・文字サイズは、12ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとすること。
- ・再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ・当室が何らかの役割を担う場合は、当室と受託者の役割を明確に示すこと。

② 見積書(様式任意) <1部>

※留意事項

- ・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること(各項目の時間、単価、数量が判断できる内容とする)。
- ・見積金額の表示は税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。
- ・見積金額が「2 業務概要(4) 委託費用」を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参または郵送（上記5（3）と同封可とする）

※提出書類を郵送する場合、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお封筒に「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記5（4）に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退した者とみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換えまたは撤回することができない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は審査に必要な範囲において複製する。

8 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書をもとに書面審査とする。

9 選定方法

- (1) 別添「石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託 評価基準」に基づき、石川県ヤングケアラー普及啓発に係る広報等関連業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査委員会は必要に応じて、提案者から追加の書類提出や聞き取り等により企画提案書の内容確認を行うことができる。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 失格
次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。
 - ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ・他の参加者と企画提案書の内容等について相談を行うこと。
 - ・実施要領に適合しない書類作成をすること。

- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1.0 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、電子メールにより通知する。なお審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

1.1 契約の締結

- (1) 当室は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途改めて協議した上で契約を締結する。
ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。なお、採択された企画提案は、当室との協議により修正・変更を行う場合がある。
- (2) 上記「1.0 選定結果の通知」により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないときまたは協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行った上で契約を締結することがある。
- (3) 契約書の作成に必要な費用は、当室と受託者双方の負担とする。

1.2 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

1.3 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利はすべて当室に無償で譲渡するものとする。
ただし、受託者と当室と協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を当室に帰属させることが困難なものについては、この限りではない。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。

1.4 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、再委託を可能とする。ただし、企画提案書に理由及び範囲、予定金額、管理方法等を明記すること。

1.5 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を当室に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 募集及び契約については、当室の都合により中止することがある。
- (5) 本企画提案の参加により、当室から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、当室の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報の保護に関する法律及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。